

## DOTSカンファレンス実績報告 記入要領

1. 各期の集計は、集計期間内に開催された所内DOTSカンファレンスにおいて対象者となった者について実人数で記入する。  
なお、期間内に複数回カンファレンス対象となった者については、最も重い判定となった総合判定の欄に計上すること。  
  
例1) 4月15日に総合判定Aと決定した者が、5月10日の再判定で総合判定がBに変更した場合  
→「総合判定A」の欄に1名を計上する。
2. 集計期間を越えて複数回カンファレンス対象となった者については、最も重い判定となった総合判定の欄に計上すること。  
ただし、計上する箇所は初回判定を行った期間の様式とし、既に提出済の様式を修正し、差し替え分として再提出すること。  
  
例2) 6月20日に総合判定Bと決定した者が、7月10日の再判定で総合判定がAに変更した場合  
→第1四半期の「総合判定A」の欄に1名を追加して計上し、第2四半期分を提出する際に併せて再提出する。  
(実人数を把握するため、第2四半期には計上しないこと)
3. 患者の死亡等でDOTSカンファレンスの対象者について、総合判定が決定しなかった場合は、支援区分「その他」に計上すること。
4. 対象者の区分「LTBI」には、潜在性結核感染症(LTBI)患者を計上すること。
5. 対象者の区分「その他」には、「新規喀痰塗抹陽性」「再発事例」「LTBI」以外の対象者を計上すること。
6. カンファレンスにおいて対象者数(延べ人数)は、集計期間内に開催された所内DOTSカンファレンスにおいて対象者となった延べ人数で記入する。集計期間を越えて複数回カンファレンス対象となった者についても、各期に計上すること。
7. DOTSカンファレンス開催回数は、集計期間内に保健所が主催して実施されたカンファレンス回数を計上すること。